

静岡県告示第12号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

改正前				改正後			
2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。 (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費				2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。 (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費			
職種	日当 (1人1日 当たり)	時間外 勤務 手当	旅費	職種	日当 (1人1日 当たり)	時間外 勤務 手当	旅費
医師及び歯 科医師	<u>22,400円</u> 以内	(略)	(略)	医師及び歯 科医師	<u>23,300円</u> 以内	(略)	(略)
薬剤師	<u>17,100円</u> 以内			薬剤師	<u>17,500円</u> 以内		
保健師、助 産師、看護 師及び准看 護師	<u>15,800円</u> 以内			保健師、助 産師、看護 師及び准看 護師	<u>15,700円</u> 以内		
診療放射線技 師、臨床検査 技師及び臨床 工学技士	<u>17,100円</u> 以内			診療放射線技 師、臨床検査 技師及び臨床 工学技士	<u>17,500円</u> 以内		
救急救命士	<u>14,800円</u> 以内			救急救命士	<u>15,100円</u> 以内		
歯科衛生士	<u>17,100円</u> 以内			歯科衛生士	<u>17,500円</u> 以内		
土木技術者及 び建築技術者	<u>16,400円</u> 以内			土木技術者及 び建築技術者	<u>16,500円</u> 以内		
大工	<u>30,200円</u> 以内			大工	<u>31,200円</u> 以内		
左官	<u>27,200円</u> 以内			左官	<u>28,400円</u> 以内		
とび職	<u>26,100円</u> 以内			とび職	<u>28,300円</u> 以内		
(2) (略)				(2) (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。